

## 競技注意事項（大会申合わせ事項）

### 1. 競技規則について

2016 IPC Athletics競技規則2016-2017並びに本大会申合わせ事項により実施する。

### 2. 練習（ウォーミングアップ）について

(1) 競技場バックスタンド側走路で競技の支障のない限り練習することを認めるが競技役員の指示に

従うこと。

(2) **車いす競技者**については、競技に支障のない限り、バックストレートでの練習を認めるが出来る限りプログラム記載の競技場外周を使用すること、その場合役員の指示に従うこと。

(3) 跳躍及び投てき種目は練習できない。競技前の公式練習のみとする。

※その他、競技場内を練習で使用する場合は競技役員の指示に従うこと。

### 3. 競技用靴について（競技規則6条2・3・4・5・6参照）

競技場は全天候舗装であり、スパイクのピンの数は11本以内で、長さは9mm以内とする。

ただしやり投・走高跳の場合は12mm以内とする。

### 4. 競技者の招集方法について

(1) 招集所は本競技場100mスタート付近（第4ゲート）に設ける。

(2) 招集の方法は、下記の招集開始時刻に招集所に集合し、競技役員からチェックをうける。

種目	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	競技開始時刻の30分前	15分前
フィールド競技	競技開始時刻の40分前	30分前

(3) 招集所では胸・背・腰のナンバーカード、スパイク、衣類・バックなどの商標の確認とチェック

を受ける。携帯電話等競技規則7条3(b)に関わる機器は競技場内に持ち込むことはできない。

(4) 棄権する場合は、直ちに棄権届を**大会受付**に提出すること。棄権届が提出されず、招集時刻に遅れた場合は、当該種目を棄権したものとして処理する。この場合は、次の種目からの出場はできないものとする。(競技規則5条3)

(5) 競技種目が重なっていて、一方の種目の招集完了時刻に間に合わない場合は、あらかじめ2種目の出場届を招集所に提出すること。

### 5. ナンバーカードについて

(1) ナンバーカードは、2枚配布する。（胸・背用）（競技規則第6条7・8を厳守）

(2) ナンバーカードは、交付された大きさのまま付けること。走高跳は胸・背いずれかに付けるだけでよい。（車いす競技者は背用を車いすまたは投てき台の後部につける）

また、車いす競技者にはヘルメット用のナンバーカードも配布するので前面に付けること。

(3) トラック種目では、招集所で配布した腰ナンバーカードを右腰に確実に付けること。

（車いす競技者はヘルメット右側面に付けること）。

### 6. クラス分け

大会中に日本パラ陸上競技連盟クラス分け委員から指示があった選手は、再度クラス分けを受けなくてはならない。また、クラスに変更があった場合は本大会の記録を参考記録とする。尚クラス分けについては日本パラ陸上競技連盟2016年度版クラス分け説明表を参照のこと。

## 7. 競技について

- (1) トラック競技はすべて写真判定装置を使用する。
- (2) 本競技会ではSIS(スタートシフトシステム)は使用しない。従い、T11/12/13, T20の400mまでの競技では、世界記録、地域（アジア）記録とはならない。
- (3) トラック競技においてはIPC Athletics競技規則17条のとおり、1回目の不正出発で失格となることを充分理解しておくこと。
- (4) 風速を計測する種目では、風が追い風2mを超えた場合は未公認記録となり、参考記録とする。
- (5) トラック競技のレーン順は、プログラム記載順による。
- (6) Razaポイントシステムは使用しない。

## 8. 競技場への入退場について

- (1) 招集所からの競技場への入場および競技終了後の退場は、競技役員の指示による。
- (2) 競技終了後、全ての競技者はミックスゾーンを通過すること。

## 9. 更衣室及び選手控え所

- (1) 選手更衣室は、本競技場メインスタンド1階に用意されている。
- (2) 更衣室内のシャワー室も使用可能である。
- (3) 貴重品及び荷物は各自で管理すること。万一の事故があっても責任は負わない。
- (4) 更衣室内ロッカーは競技者受け付けで専用カードの手続きを行ってから使用することができる。設置台数が限られているので希望に添えない場合もある。

## 10. 表彰及び記録証について

- (1) 競技終了者には記録証を発行する。競技終了後メインスタンド1階にある受付にて受け取ること。  
なお、受け取りにこなかった競技者に対して記録証を郵送等を行わない。

## 11. ドーピング・コントロールテスト

IPCの規則に従い実施する。

- ドーピング・コントロールテストを指示された競技者は、ドーピング検査員の指示に従ってテストを受ける。
- テストを受ける競技者は、付き添いを付ける事ができるので希望する競技者は連絡先(携帯電話など)を事前に準備しておくこと。

## 12. 競技方法について

- (1) T11、T12クラスの走幅跳及び三段跳においては、1mx助走路幅に白色で記した区域を踏み切りエリアとする。その位置は、走幅跳の場合は着地区域から2mの位置に最先端を設置する。三段跳びの踏み切りエリアは、T11クラス9m、T12及びT13クラスについては11mを原則とす

るが、競技役員と競技者が協議のうえ最終決定する。

(2) T11、T12クラスで競技者とガイドランナーは、ガイドランナー交代時とフィニッシュ直前10mを除き、常にガイドロープ（1m以内）でつながっていなくてはならない。違反した場合は失格となる。

(3) T11、T12クラスのガイドランナーが競技者の推進を助けるような助力を加えた場合、またフィニッシュ時に競技者の前方に位置した場合はガイドランナーによる違反として、競技者は失格となる。

(4) T11、T12クラスの跳躍競技出場者及び、F11、F12クラスの投てき競技出場者はアシスタントを同行させることができる。

T11クラスの跳躍は2名以内、それ以外は1名。アシスタントはルール上支障がない限りその競技者を誘導することができるが、競技成立以前にそのエリア内（砲丸投や円盤投げの場合は「サークル」、やり投の場合は「助走路」とその角度線の内側、走幅跳・三段跳の場合は「砂場」）

に侵入し競技者を誘導した場合はアシスタントによる違反となり競技者の試技は無効となる。

(5) T11、F11クラスの競技は、**完全に光を遮断し隙間なく顔に密着する不透明な眼鏡、アイマスク**

**または適切な代用品**を着用して競技しなければならない。

**このルールの主旨から、眼鏡使用時の隙間は認められない。**それらの検査は招集時に行う。

(6) 車いす使用者の競走競技に出場する競技者は、必ずヘルメットを着用すること。

(7) 競走競技に使用する車いすの検査は招集時に行う。またスタート地点で再検査を行う場合がある。

(8) 投てき競技に使用する車いす（投てき台）の検査は招集時に行う。また競技エリアで再検査を行う場合がある。

(9) F31～F33及びF51～F54クラスの競技者は、投てき競技にアシスタントを同行させることができる。

アシスタントは競技者の投てき台設置及び投擲台への移動の補助はできるが、試技中は競技エリアから離れなければならない。

(10) T20、T35-38、T42-47の走幅跳及び三段跳に参加する競技者は、招集時に助走路に置くマーカー

の位置を示す指定の書式を提出することにより、競技役員が競技者に代わりマーカーを設置する

ことができる。これはやり投にも適用する。

(11) T12、T20、T35-38、T42-47の競技者は、招集時にスターティングブロックの位置を示す指定の

書式を提出することにより、競技役員が競技者に代わりスターティングブロックを設置すること

ができる。

(12) アシスタント及びガイドランナーは主催者が用意したビブスを着用すること。ビブスは招集時

に競技者の確認後、配布する。

(13) 走高跳において、練習の高さ、競技開始の高さ及び競技開始後の上げ方については競技役員と

競技者が協議のうえ、決定する。

- (14) 立位のフィールド競技において、後半3回の試技順は前半3回までの試技で記録した成績の低い順とするが、いくつかのクラスにより同時進行する場合は、クラスごとに試技順の変更を行う。
- (15) 座位競技者の投てきは6連投とする。
- (16) 抗議は、競技規則第4章に従って定められた時間内に競技者自身または代理人が担当総務員に口頭で申し出る。審判長が再度検討し、担当総務員を通じて裁定を伝える。この裁定に不服がある場合は、「上訴申立書」に記入のうえ、預託金（2万円）を添え、担当総務員を通じて Jury に申し立てをおこなうこと。
- (17) トラック種目において、プログラム進行上、支障をきたす場合は競技を中止させる場合がある。

## 12. 競技用器具

- (1) 競技に使用する器具は、全て主催者が用意したものを使用しなければならない。  
ただし、投てき台は、個人所有のものを使用できる。また、不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品、ガイドロープについては各自が用意すること。
- (2) 投てき用具については、原則として競技場備え付けの用具を使用する。
- (3) 跳躍種目とやり投で、助走路に使用できるマーカーは、主催者が用意したマーカーを2個まで置くことができる。サークルを使用する投てき種目は1個置くことができる。個人の所有物は使用できない。

## 13. 一般注意事項

- (1) 衣類に関わる規則は日本陸上競技連盟の規則に準じる。
- (2) 座位の投てき種目における服装（下衣）は、身体に密着していなければならない（スパッツなど）
- (3) 応急処置、その他健康上の問題が生じた場合は医務室に連絡すること。
- (4) 競技場での疾病・傷害等の応急処置は主催者が行うが、以後の責任は負わない。
- (5) 届けられた遺失物については大会受付で保管する。保管期間は7月3日競技終了までとする。
- (6) 競技会における広告及び展示物に関する規定にもとづき、スタンドを含む競技場内への応援用のぼり、旗等の掲出・展示は一切認めない。
- (7) 競技場での車いす及び補装具には製造会社のロゴを以下の通り使用することが出来る。
  - ・車いすは3つの器具（フレームと大輪2つ）とみなしそれぞれに1か所
  - ・補装具（義手及び義足）は1つの器具とみなし1か所
  - ・投てき台は1つの器具とみなし1か所
  - ・サイズは販売時に製品についている範囲内とする

## 14. その他

- (1) 各種目の世界記録およびアジア記録については平成28年3月末日時点でIPC-Athleticsのウェブサイトに掲載されている記録を引用したものである。
- (2) プログラムに誤記がある場合には、すみやかに大会本部に申し出ること（訂正用紙は受付に置く）。
- (3) 競技場の環境美化に協力する事。各自出したゴミは持ち帰ること。

(4) 大会期間中撮影した画像・映像は、関東パラ陸上競技協会および協賛社の広報、またその他パラ陸上競技普及に関する広報に使用する。

(5) 競技用車椅子、投てき台の発送について

大会本部はヤマト運輸に依頼しており手続きは下記のとおり。

集 荷 7月2日(土) 午後6時頃 7月3日(日) 午後4時頃

伝 票 着払いのみの対応 専用伝票は競技者受け付けで配布。

梱 包 依頼者の責任において梱包を行いプログラムに記載されている車いす、投てき台置き場置いておくこと。

問合せ先 ヤマト便 連絡先 0120-01-9625

※ 荷物の配送に関する問い合わせは依頼者が運送会社に行くこと。

(6) 傷害保険の加入について主催者において、傷害保険に一括加入する。

大会では応急処置しかできないので、参加にあたっては医師の診断を受けるなど、自己の責任に

において健康と安全に十分留意すること。

(7) バス時刻

近隣のバス停時刻表を競技者受け付け横の掲示板に張り付けておく。

臨時バスの運行についても、競技者受け付けに掲示しておくので確認すること。